

日介支専協第 2-0126 号

令和 2 年 7 月 17 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その 2）（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険担当主管部局宛てに標記の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

令和 2 年 7 月 14 日付の事務連絡から保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村が令和 2 年 7 月 16 日 15 時時点で一部追加になりました。今後追加される場合は、改めて事務連絡が発出されます。なお、追加・更新された都道府県は、岐阜県、大分県、鹿児島県です。

貴支部におかれましては、本件につきまして地域支部および会員の皆様への周知をお願いいたします。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：松下美音・口野沙和
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp